

TRIPP TRAPP事件

不正競争行為差止等請求事件

[令和5年9月28日判決（東京地裁） 令和3年\(ワ\)第31529号](#)

キーワード：形態的特徴の商品等表示該当性

担当 弁理士 植木雅明

1. 事案の概要

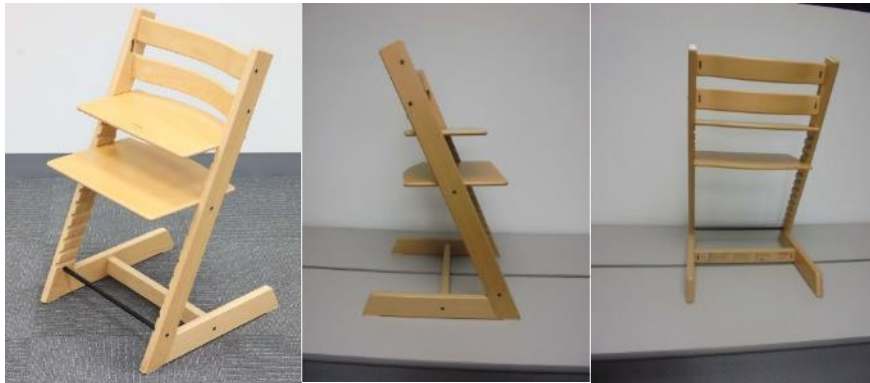
原告らは、被告による被告各製品の製造販売等の行為が、①原告製品の商品等表示として周知または著名なものと同一の商品等表示を使用する不正競争行為に該当し、②原告製品の著作権及び独占的利用権の各侵害行為を構成し、③取引における自由競争の範囲を逸脱する行為であり、原告らの営業上の利益を侵害する、と各主張して、被告各製品の製造販売等の差止め及び廃棄を求め、併せて損害賠償請求及び謝罪広告を求めた。

2. 結論

請求棄却

3. 原告製品及び被告製品

(1) 原告製品（製品名：TRIPP TRAPP）



(2) 被告製品1（製品名：Choice Kids）



(3) 被告製品2 (製品名: Choice Baby)



4. 争点

原告製品の形態的特徴に関して、「商品等表示」該当性等について争われた。

5. 裁判所の主な判断 (下線は筆者)

商品の形態は、特定の出所を表示する二次的意味を有する場合があるものの、商標等とは異なり、本来的には商品の出所表示機能を有するものではないから、不競法2条1項1号又は2号の規定の趣旨に鑑みると、その形態が商標等と同程度に不競法による保護に値する出所表示機能を発揮するような特段の事情がない限り、商品等表示には該当しないというべきである。

そうすると、商品の形態は、①客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴（以下「特別顕著性」という。）を有しており、かつ、②特定の事業者によって長期間にわたり独占的に利用され、又は短期間であっても極めて強力な宣伝広告がされるなど、その形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知であると認められる特段の事情がない限り、不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当しないと解するのが相当である。

そして、不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当すると主張された表示が複数の商品形態を含む場合において、その一部の商品の形態が商品等表示に該当しないときであっても、上記表示が全体として商品等表示に該当するとして、上記一部の商品を販売等する行為まで不正競争に該当するとすれば、出所表示機能を発揮しない商品形態までも保護することになるから、上記規定の趣旨に照らし、かえって事業者間の公正な競争を阻害するというべきである。のみならず、不競法2条1項1号又は2号により使用等が禁止される商品等表示は、登録商標とは異なり、公報等によって公開されるものではないから、その要件の該当性が不明確なものとなれば、表現、創作活動等の自由を大きく萎縮させるなど、社会経済の健全な発展を損なうおそれがあるというべきである。

そうすると、不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当すると主張された表示が複数の商品形態を含む場合において、その一部の商品形態が商品等表示に該当しないときは、上記表示は、全体として不競法2条1項1号又は2号にいう商品等表示に該当しないと解するのが相当である。

以上